

災害時要配慮者避難支援プラン

平成21年6月策定
平成27年3月改正
令和6年2月改正



京丹後市

目 次

災害時要配慮者避難支援プラン

第1章	総則	1
第1	趣旨	1
第2	位置づけ	1
第3	基本方針	1
第2章	関係機関等の役割	2
第1	市の役割	2
第2	民生児童委員の役割	2
第3	行政区、自主防災組織等、地域で相互扶助活動を行う組織の役割	2
第4	消防団の役割	2
第5	京都府丹後広域振興局の役割	2
第6	社会福祉協議会の役割	3
第7	社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う組織の役割	3
第8	警察署の役割	3
第3章	要配慮者の把握	3
第1	要配慮者リストの作成	3
第2	要配慮者リストの対象者	3
第3	情報の収集	4
第4	避難行動要支援者の把握	5
第4章	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	5
第1	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	5
第2	個別避難計画作成の基本方針	5
第3	避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画の適正管理	6
第5章	高齢者等避難等の発令・伝達体制の整備	7
第1	高齢者等避難の発令	7
第2	高齢者等避難等の発令の判断基準	7
第3	情報伝達体制の整備	7
第4	多様な情報伝達手段の確保	7
第6章	避難誘導・安否確認体制の整備	8

第1 避難誘導体制の整備	8
第2 避難誘導の実施	8
第3 避難に必要な資機材の確保	8
第4 避難支援方法等の普及及び避難支援訓練の実施	9
第5 安否確認	9
第7章 避難所等における支援体制の整備	9
第1 避難所の開設	9
第2 避難施設や必要物資等の整備	9
第3 福祉避難所の指定	9
第4 広域支援体制の確立	10
《 様 式 》	
1号様式「避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画」	11
2号様式「京丹後市避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書」	13
《 資 料 》	
*非常持出品リスト	14
*災害時要配慮者避難支援方法マニュアル	15
*災害時要配慮者避難支援行動マニュアル	24

災害時要配慮者避難支援プラン

第 1 章 総則

第 1 趣旨

この災害時要配慮者避難支援プラン（以下「プラン」という。）は、災害対策基本法(昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号)第 49 条の 10 から第 49 条の 17 までの規定及び京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、京丹後市域において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を要する災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）の避難支援体制を確立することを目的とする。

第 2 位置付け

このプランは、京丹後市地域防災計画一般計画編及び震災対策計画編第 3 編第 4 部第 2 章「高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画」に規定する要配慮者の避難支援に関することを具体化したものである。

第 3 基本方針

1 対象者（避難行動要支援者）

要配慮者の中には、医療機関への入院や施設への入所、又は家族との同居にあるなど日常的に特定の者から支援を受けられる状況にある者も相当数含まれることから、このプランでは、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の者（以下「避難行動要支援者」という。）についての避難支援を重点的かつ優先的に進める。

2 対象地域

このプランの対象地域は本市全域とする。

3 対象災害

このプランで想定する災害は、本市において発生頻度の高い台風等の風水害とする。また、市内全域に重大な被害をもたらすおそれのある地震災害や、その他の災害においても、このプランに準じた対応を実施するものとする。

第2章 関係機関等の役割

第1 市の役割

- 1 要配慮者の把握
- 2 避難行動要支援者に対する登録の働きかけ及び個別避難計画の作成・管理
- 3 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- 4 高齢者等避難等の発令、伝達
- 5 要配慮者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定、運営
- 6 自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材整備の支援
- 7 要配慮者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施

第2 民生児童委員の役割

- 1 民生児童委員独自による避難行動要支援者の把握
- 2 市からの依頼による避難行動要支援者の把握及び調査への協力（民生児童委員のみ）
- 3 避難行動要支援者に対する登録の働きかけ
- 4 個別避難計画の作成、更新作業への協力
- 5 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- 6 避難所における要配慮者の心のケア

第3 行政区、自主防災組織等、地域で相互扶助活動を行う組織（以下「地域支援機関」という。）の役割

- 1 地域支援機関独自による避難行動要支援者の把握
- 2 個別避難計画の作成、更新作業への協力
- 3 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- 4 災害時における避難行動の支援

第4 消防団の役割

- 1 災害時における高齢者等避難等の伝達
- 2 災害時における避難行動の支援又は救助

第5 京都府丹後広域振興局の役割

- 1 個別避難計画への助言

- 2 災害時における要配慮者に対する避難誘導及び安否確認への協力
- 3 避難所における要配慮者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言
- 4 その他避難支援への協力

第6 社会福祉協議会の役割

- 1 福祉委員や地域福祉推進組織による、要配慮者の把握及び事業をとおしての見守り体制づくり
- 2 要配慮者支援を行うボランティアの受入、派遣調整

第7 社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行う組織の役割

- 1 災害時における高齢者等避難等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- 2 災害時における避難行動の支援
- 3 要配慮者の収容

第8 警察署の役割

- 1 災害に関する情報収集及び広報活動
- 2 被災者救出救助及び避難誘導措置
- 3 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- 4 被災地及びその周辺の交通規制
- 5 緊急交通路の確保

第3章 要配慮者の把握

第1 要配慮者リストの作成

市は、要配慮者の全体像を把握するため、市の各部局から収集した情報と民生児童委員及び関係機関から収集した情報により災害時要配慮者リスト（以下「要配慮者リスト」という。）を作成する。

第2 要配慮者リストの対象者

要配慮者リストの対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 65歳以上の独り暮らし高齢者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受

けている者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分(同法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。)が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第3号に規定する要介護3、同項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5であるもの者

- (3)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者
- (4)療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度のうちA判定を受けた者
- (5)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級の1級又は2級に該当する障害を有する者
- (6)難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項に規定する医療費支給認定を受けている指定難病患者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童等
- (7)母子保健法(昭和40年法律第141号)第6条第2項に規定する乳児及び第3項に規定する乳幼児
- (8)母子保健法第6条第1項に規定する妊産婦
- (9)外国人住民のうち日本語での意思疎通が困難な者
- (10)前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第3 情報の収集

市は、要配慮者リストを作成するため、個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定に従い、市の各部局において把握している次に掲げる台帳等の中から要配慮者の要件に合う者の情報を収集する。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 身体障害者手帳交付台帳

- (3) 療育手帳交付台帳
- (4) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
- (5) 要介護・要支援認定台帳

第4 避難行動要支援者の把握

市は、要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握を地域支援機関及び民生児童委員の協力を得て行う。

第4章 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、要配慮者のうち、条例第2条第2号に規定する避難行動要支援者の避難支援のために避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施する個別避難計画を作成する。

第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

1 作成の方法

- (1) 避難行動要支援者について、条例施行規則様式第1号「避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）を作成する。
- (2) 市は、地域支援機関及び民生児童委員に依頼して、避難行動要支援者へ(1)の個別避難計画の作成の働きかけを行うものとする。

2 名簿情報等の提供拒否の方法

避難行動要支援者が提供を拒否する場合は、条例施行規則様式第2号「京丹後市避難行動要支援者名簿情報等提供拒否申出書」の提出によって行うものとする。

第2 個別避難計画作成の基本方針

1 個別避難計画の作成主体

市は、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自ら若しくは地域支援機関及び民生委員に協力を依頼して個別避難計画を作成するものとする。

2 個別避難計画の内容

個別避難計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な事項を記載することとし、具体的には、以下の内容を織り込む。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (8) 避難施設その他の避難場所
- (9) かかりつけの医療機関
- (10) 日常必要な生活用具・薬等
- (11) 家族等に関する事項
- (12) 担当民生委員の氏名及び電話番号
- (13) 避難路その他の避難経路に関する事項
- (14) 情報伝達、避難誘導及び避難生活における留意事項その他の避難支援に関する事項
- (15) 利用している介護サービスその他の福祉サービスに関する事項
- (16) 避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

第3 避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画の適正管理

1 保管

避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画の原本は、市の福祉担当部局が保管し、副本は、名簿情報等の提供拒否の申し出がない限り、避難支援等関係者が保管するものとする。

2 名簿情報等の提供

名簿情報等は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画の作成・実施に係る市の関係部署、地域支援機関、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、警察署、消防団、避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に、避難行動要支援者の同意を得ることなく、提供することとする。

3 使用の制限

避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画を保管する関係機関等は、避難支

援に関係する目的以外に避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画を使用してはならない。

第 5 章 高齢者等避難等の発令・伝達体制の整備

第 1 高齢者等避難の発令

市は、台風の接近等であらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、要配慮者が避難行動を開始するための情報、又は避難支援等関係者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として「高齢者等避難」を発令する。

第 2 高齢者等避難等の発令の判断基準

市は、雨量情報や気象情報・土砂災害警戒情報・河川水位情報等の災害関連情報と、避難行動に適切な時間帯等を総合的に判断して、京丹後市地域防災計画に基づき高齢者等避難や避難指示又は緊急安全確保（以下「高齢者等避難等」という。）を発令する。

第 3 情報伝達体制の整備

1 地域における情報伝達体制

市は、防災行政無線や広報車を活用して災害関連情報を提供する。また、発令された高齢者等避難等が要配慮者や避難支援者を含めた高齢者等避難等の対象地域の住民全員に確実に届くよう、市及び住民は、電話連絡、直接の訪問等を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

2 地域支援機関への情報伝達体制等

地域支援機関への災害関連情報や高齢者等避難等の提供は、1 の地域における情報伝達体制を活用することを基本とする。市及び地域支援機関は、避難支援者に対する情報伝達体制を整備する。

第 4 多様な情報伝達手段の確保

高齢者等避難等の情報伝達については、同章第 3 に示した情報伝達体制の整備を基本としつつ、市は、多様な情報伝達手段の確保に努める。

1 放送事業者への情報提供等

- 2 防災行政無線の活用
- 3 緊急通報システムの活用
- 4 ファクシミリ、電子メール等の活用
- 5 消防団による広報
- 6 SNS（市公式LINE等）の活用
- 7 ケーブルテレビ、コミュニティーFMへの情報提供

第6章 避難誘導・安否確認体制の整備

第1 避難誘導体制の整備

1 市における避難誘導体制の整備

市は、公用車両の待機、福祉避難所等との連絡を密にするなどして迅速かつ的確な避難誘導が実施できる体制を整備する。

2 地域における避難誘導体制の整備

避難支援者や地域支援機関等は、地域ぐるみの避難誘導体制の整備に努める。

第2 避難誘導の実施

1 市における避難誘導の実施

市は、避難支援者や地域支援機関等からの問い合わせに対して、避難所等に関する情報を提供することにより避難誘導を支援する。

また、自力での避難が困難であり地域支援機関等からの支援を受けられない状況にある要配慮者に関する通報を受けた場合は、必要に応じて公用車両を活用して避難誘導を実施する。

2 地域における避難誘導の実施

避難誘導を行う避難支援者や地域支援機関は、個別避難計画に基づき指定された避難所への避難誘導を行う。

第3 避難に必要な資機材の確保

1 地域における資機材の整備

地域支援機関等は、地域ぐるみの避難体制の整備を進める中で、避難時に必要な防災資機材の整備に努める。

2 市の支援

市は、助成事業の拡充に努め、地域における防災資機材の整備を支援する。

第4 避難支援方法の普及及び避難支援訓練の実施

市は、要配慮者の状況に配慮した避難支援方法について、研修会、広報紙、ホームページ等を通じて、住民に普及することとする。

また、市は、要配慮者の避難支援に関係する機関と協力、連携して避難支援訓練を実施する。

第5 安否確認

1 安否情報収集窓口の設置

市は、要配慮者安否情報収集窓口を設置して、要配慮者の安否（避難）情報を収集する。

2 安否確認の実施

市は、要配慮者リストと地域支援機関等が把握した安否情報や避難所の避難者名簿等を照合して避難の状況を把握するとともに、生命、身体に影響するような被害が想定される者があるときは、速やかに救出活動のための体制を整備する。

第7章 避難所等における支援体制の整備

第1 避難所の開設

市は、災害関連情報に基づいて避難所の開設を行う。開設にあたっては、京丹後市地域防災計画や第5章第3に示した情報伝達体制により、住民への周知を図る。

第2 避難施設や必要物資等の整備

市は、災害の種類に応じた避難所の指定を行うとともに、指定された避難所における通信設備、洗面所・トイレ等生活関連設備、自家発電設備の整備やバリアフリー化を推進する。

第3 福祉避難所の指定

市は、医療・介護など必要なサービスを提供するため、医療機関や社会福祉施設等を予め福祉避難所として指定する。指定にあたっては、事前に協定を結

び円滑な開設・受入・運営がなされるようにする。

第4 広域支援体制の確立

市は、市内の避難所が被災し、受入体制が整わないことに備えて、他の市町村との相互応援協定の締結に努める。

様式第1号（第6条関係）

要配慮者ID

年 月 日
避難行動要支援者登録台帳兼個別避難計画

私のこと	フリガナ			生年月日	年 月 日	
	氏 名			性 別	男・女	自治区名
	住 所	〒 京都府京丹後市				
	自宅電話			携帯電話		
	支援区分	☐ 65 歳以上のひとり暮らし高齢者 ☐ 難病患者 ☐ 要介護 3 以上の認定を受けている者 ☐ 乳幼児 ☐ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者 ☐ 妊産婦 ☐ 療育手帳 A 判定を受けている者 ☐ 外国人 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者 ☐ その他必要と認めた者				
	居住建物	種別	戸建て・集合住宅	階数	階中の 階	
	普段いる部屋		寝室の場所	1 階・2 階以上		

医療・福祉のこと	主な疾患・障害等				
	使用中の生活用具・医療器具等				
	服用中の薬				
	かかりつけの医療機関①	担当医名：	住 所		
			電 話		
	かかりつけの医療機関②	担当医名：	住 所		
			電 話		
	利用している介護・福祉サービス	担当医名：	住 所		
利用している居宅介護支援事業所 相談支援事業所	ケアマネ・支援員名：	住 所			
		電 話			

家族のこと	家族構成 同居状況等	人世帯（日中家にいる人数： 人）			
	緊急連絡先	氏名	連絡先		住 所
			自宅		
			携帯		
		続柄（ ）			
			自宅		
		携帯			
続柄（ ）					

民生委員		電話	
------	--	----	--

【裏面も記入してください。】

【裏面】

名 前

私の避難支援者	氏 名		連 絡 先		住 所
	1		自宅		〒
		関係 ()	携帯		
	2		自宅		〒
		関係 ()	携帯		
	3		自宅		〒
関係 ()		携帯			

情報伝達の流れは、

① 市（災害対策本部）→②地域支援機関（自治会・民生委員・自主防災組織等）→③避難支援者→④本人 です。

※上記の流れを基本に、地域の実情に沿ってご対応ください。

避難支援に関すること	避難予定場所	大雨、洪水時は、	大地震時は、
	情報伝達での留意事項	☐ 直接声かけが必要 ☐ 声かけ以外の方法が必要→[] ☐ 言葉や文字の理解が難しい ☐ 状況判断が難しい ☐ その他 []	
	避難誘導時の留意事項	☐ 目が不自由のため介助が必要 ☐ 耳が不自由のため介助が必要 ☐ 立つことや歩くことが難しいため介助が必要 → 移動用具（車イス・担架・ストレッチャー） ☐ 服用している薬があり、携帯が必要 ☐ その他 []	
	避難生活での留意事項	☐ 食事に介助が必要 ☐ 着替えに介助が必要 ☐ 排泄に介助が必要（洋式トイレ・バリアフリーストレイ） ☐ 人工呼吸器が常に必要 ☐ たん吸引機が必要 ☐ 吸入器が必要 ☐ その他生命を維持するための医療器具→[] ☐ 環境の変化などによりパニックになることがある ☐ 大人数の場所に長時間いることが難しい ☐ その他 []	
	上記のほか 特記事項		

個別避難計画に関する お問い合わせ先	京丹後市 健康長寿福祉部 生活福祉課	電 話	0772-69-0310
		F A X	0772-62-1156

※この個別避難計画に記載された情報は、避難行動要支援者の災害時の安否確認、避難支援等に役立てるものであり、それ以外の用途で使用したり、他へ情報を漏らしたりすることは禁止します。

京丹後市長

様式第 2 号（第 7 条関係）

京丹後市避難行動要支援者名簿情報等提供拒否申出書

京丹後市長 様

私の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に登録された情報について、平常時から避難支援等関係者に対し、情報の提供をすることについて、京丹後市避難行動要支援者名簿情報等の作成及び情報提供に関する条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により拒否の申出をします。

		提出日	年	月	日
フリガナ		性別	☐ 男		
氏名（本人）			☐ 女		
生年月日	年 月 日				
住所	（〒 — ）				
連絡先	自宅電話				
	携帯電話				

＊代理人が提出する場合は、この欄も記入ください。

フリガナ		本人との関係	本人からみて
代理人氏名			
住所	（〒 — ）		
連絡先	自宅電話		
	携帯電話		

非常持出品リスト

共通持出品リスト

一次持出品の例

災害発生時、最初に持ち出すもの

●食料

クラッカー・ビスケット・乾パン・缶詰など、火を通さず食べられるもの

●飲料水

ミネラルウォーター、お茶のペットボトルなど

●救急セット

胃腸薬・解熱剤・かぜ薬・目薬・傷薬・脱脂綿・包帯・ばんそうこう

●衣類

帽子・上着・下着・タオル・雨具・軍手など

●貴重品

多少の現金（公衆電話用硬貨）・通帳・印鑑・健康保険証や住民票の写し

●その他

懐中電灯・乾電池・ロウソク・マッチ・ライター
携帯ラジオ（ＡＭ、ＦＭ両用のもの）・携帯電話・緊急連絡先手帳
ヘルメット（防災頭巾）・カイロ
缶切り・栓抜き・ナイフ・紙食器・紙コップ・ラップフィルム
ビニール袋・ウェットティッシュなど

二次持出品の例

災害から復旧するまでのために、３日分以上用意しましょう。

●食料

缶詰・レトルトご飯・アルファ米（水を入れれば食べられる乾燥ご飯）
乾燥食品・栄養補助食品・チョコレート・あめなどの菓子類・調味料など

●水

大人一人あたり、１日３リットル

●燃料

卓上コンロ・ガスボンベ・固形燃料など

●その他

寝具（毛布・寝袋など）・洗面道具・ポリタンク、バケツ・調理道具
アウトドア用品・化粧品など

災害時要配慮者別持出品リスト

災害時要配慮者の備えの例

区 分	持ち出し品
寝たきり高齢者 認知症高齢者	紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート 幅広いひも（おぶいひも）・服用中の薬、お薬手帳など
視覚障害者	手袋・眼鏡・白杖・時計（音声・触知式等）・点字版・服用中の薬など
聴覚障害者	補聴器（専用電池）・メモ用紙、筆記用具（筆談用）・笛・警報ブザー・メール機能付き携帯電話・文字放送付き携帯ラジオなど
肢体不自由者	紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート・おぶいひも 予備の車いす・タオルケット・補装具・電動車いす用バッテリーなど
内部障害者 難病患者	携帯用トイレ・服用中の薬・食事セット（治療食） 〈じん臓障害〉 透析施設リスト・透析検査データのコピーなど 〈呼吸器障害〉 携帯用酸素ボトルなど 〈ぼうこう・直腸障害〉 ストマ装具・洗腸セット（水・ウェットティッシュ・ビニール袋・輪ゴム・はさみ）など
知的障害者	服用中の薬、お薬手帳、本人がこだわりを持っている身の回り品 本人が食べられる食料など
精神障害者	服用中の薬、お薬手帳、水など
乳幼児	紙おむつ・ウェットティッシュ・粉ミルク・ミネラルウォーターなど
外国人	パスポートなど

* 手帳所持者は、手帳の写しを非常持出袋等に用意しておく。

* 服用中の薬がある人は、かかりつけ病院名、病名、薬の種類等を書いたリストを作成しておく。

災害時要配慮者避難支援方法マニュアル

○ ひとり暮らし高齢者

特 徴	
	・ 体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の配慮事項	
	・ 迅速かつ直接的な情報伝達が必要
避難所での留意点	
	・ 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ・ トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ・ おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。

○ 寝たきり高齢者

特 徴	
	・ 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ・ 自力で行動することができない。
情報伝達の配慮事項	
	・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	・ 車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具が確保できない場合には、おぶひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・ 日頃から服用している薬があれば携帯する。
避難所での留意点	
	・ 援助が必要な人に対してホームヘルパー等を派遣する。

○ 認知症高齢者

特 徴	・ 自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ・ 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。
情報伝達の配慮事項	・ 家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・ 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。
避難誘導時の留意点	・ 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 ・ 災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 ・ 激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
避難所での留意点	・ 認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細かなケアを行い、精神的な安定を図る。 ・ 徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。

○ 視覚障害者

特 徴	
	・ 視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難 ・ 日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要
情報伝達の配慮事項	
	・ 音声による情報伝達及び状況説明が必要
避難誘導時の留意点	
	・ 日常の生活図であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。 ・ 白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押したりしない。 ・ 段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。 段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。 ・ 盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。
避難所での留意点	
	・ 本人の意向を確認の上、できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。 ・ 視覚障害者には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。 ・ ガイドヘルパー等の配置に努める。 ・ 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・ 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

○ 聴覚障害者

特 徴	・音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない）。 ・必ずしも手話ができるわけではない。
情報伝達の配慮事項	・正面から口を大きく動かして話す。※マスク着用時は、マスクを外して話す。 ・文字や絵を組み合わせることで情報を伝える。 ・盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ・掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。
避難誘導時の留意点	・手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難所での留意点	・広報掲示板を設置するなど市、音声により連絡する場合は、必ず文字で掲示する。 ・手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要 ・手話通訳者、要約筆記者の配置に努め、掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送対応機器等を活用するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮する。また、伝える際は、できるだけわかりやすい言葉を使い、正面から口を大きく動かして話し、掲示板等の漢字にはルビをふるよう配慮する。 ・聴覚障害者を含む避難者全員に連絡事項等を伝える場合は、光などを使用し、注目をしてもらってから伝える。 ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くに集まってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

○ 盲ろう者

・障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。 ・必要に応じて介助者、通訳者の配置に努める。 ・触手話や指点字、手のひらに文字を書く等の手段により状況を伝える。

○ 肢体不自由者

特 徴	・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助具が必要
情報伝達の配慮事項	・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	・ 自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 (車いすを使用する場合) ・ 段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車いすの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車いすを前向きに、下りるときは車いすを後ろ向きにするのが安全である。 ・ 緩やかな坂は車いすを前向きにして下りるが、急な坂は車いすを後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 ・ 階段を避難するときは、2人から3人で車いすを持ち上げてゆっくり移動する。
避難所での留意点	・ 車いすが通れる通路を確保する。 ・ 本人の意向を確認の上、できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮する。 ・ 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 ・ 車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。

○ 内部障害者・難病患者

特 徴	
	・ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助具が必要。 ・ 医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要
情報伝達の配慮事項	
	・ 本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	・ 常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 ・ 自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・ 必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。
避難所での留意点	
	・ 特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認することが必要 ・ 医薬品や衛生材料の確保が必要 ・ 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施 ・ 避難所では、プライバシーが保たれ、ケアのできるスペースの確保が必要

○ 知的障害者

特 徴	
	・ 急激な環境の変化に順応しにくい。 ・ 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。
情報伝達の配慮事項	
	・ 具体的に、わかりやすく情報を伝える。 ・ 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・ 落ち着いた口調で優しく接する。
避難誘導時の留意点	
	・ 災害の状況や避難等の位置を、短く言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 ・ 強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることも考えられる。 ・ 動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切 ・ 発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	
	・ 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ・ 周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神的に不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要

○ 精神障害者

特 徴	
	・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要 ・服薬を継続することが重要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要
情報伝達の配慮事項	
	・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。
避難誘導時の留意点	
	・災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のない方法で誘導する。 ・動揺している場合には、時間を取り気持ちが落ち着くよう支援することが大切 ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	
	・医療機関との連絡体制の確保が必要 ・精神障害者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるのでこの点に配慮した支援も必要 ・精神障害者の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要

○ 妊産婦

特 徴	
	・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。
情報伝達の配慮事項	
	・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	・避難誘導を支援してくれる人の確保が必要
避難所での留意点	
	・避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要

○ 乳幼児・児童

特 徴	
	・危険を判断し、行動する能力がない。 ・時間帯によっては保護者がいない児童がいる。
情報伝達の配慮事項	
	・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	・保護者とともに避難する。
避難所での留意点	
	・乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ・夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・乳児に対して、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。 ・被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要

○ 外国人

特 徴	
	・日本語での情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたす恐れがある。
情報伝達の配慮事項	
	・わかりやすい日本語や外国語による情報提供や支援者への情報提供が必要
避難誘導時の留意点	
	・外国語の理解できる支援者の確保が必要 ・外国人の滞在理由も多様化しているため、外国人のニーズに合わせ、外国人雇用企業や宿泊施設などとの緊密な連携での情報提供が必要
避難所での留意点	
	・多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要 ・宗教、風俗、慣習等への配慮が必要

災害時要配慮者避難支援行動マニュアル

この行動マニュアルは避難行動要支援者を対象として作成したものであるが、要配慮者についてもこのマニュアルに準じた対応を実施するものとする。

(1) 平常時

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
地域支援機関 ・ 区 ・ 民生児童委員 ・ 自主防災組織 ・ その他	① 避難行動要支援者に対して普段からの見守りを行う。 ② 防災訓練等の中で、避難行動要支援者に対する情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、災害時の対応に備える。 ③ 避難行動要支援者の定期更新、随時更新について市と協力して業務を進める。
避難支援者（3名）	① 担当の避難行動要支援者に対し、普段からできる範囲での見守りを行う。 ② 避難行動要支援者とともに防災訓練等に積極的に参加し、情報伝達、避難経路の確認等を行い、災害時にとるべき行動を確認する。 ③ 避難行動要支援者の状態に変化が見られ、個別避難計画の変更が必要な場合は、区長又は民生児童委員に報告する。
京丹後市	① 避難行動要支援者の定期更新、随時更新について地域支援機関と協力して業務を進める。 ② 自主防災組織等が行う防災訓練等を支援する。
社会福祉協議会	① 福祉委員や地域福祉推進組織による、避難行動要支援者の状況把握及びふれあいサロン等の事業をとおしての見守りを進める。

(2) 高齢者等避難、避難指示等発令時

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
地域支援機関 ・ 区 ・ 民生児童委員 ・ 自主防災組織 ・ その他	① 地区内の避難行動要支援者の情報収集を行う。 ② 状況が把握できない避難行動要支援者については、地域支援機関内で協力し、状況の把握を行う。 ③ 状況によっては避難行動要支援者に対し、避難の呼びかけや避難誘導等を行う。 ④ 行政等の支援が必要な場合は、市に連絡する。
避難支援者（3名）	① 避難行動要支援者の安全確認を行い、状況によっては避難の呼びかけや避難誘導等を行う。 ② 地域支援機関に避難行動要支援者の状況等を報告する。
京丹後市	① 防災行政無線・広報車等の伝達媒体を利用した情報伝達を行う。 ② 地域支援機関と連絡を取り合い、避難行動要支援者の状況把握を行う。
社会福祉協議会	① 福祉委員や地域福祉推進組織と共に、避難行動要支援者の状況把握に努める。

(3) 災害発生直後

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
地域支援機関 ・ 区 ・ 民生児童委員 ・ 自主防災組織 ・ その他	① まずは自らの安全及び家族の安全を確認する。 ② 地区内の避難行動要支援者の情報収集を行い、状況を把握して市に報告する。 ③ 状況が把握できない避難行動要支援者については、地域支援機関内で協力し、状況の把握を行う。 ④ 避難行動要支援者に対し、避難の呼びかけや避難誘導等を行う。 ⑤ 避難行動要支援者の家屋が被災している場合は、近隣住民と協力し、救助活動を行う。 ⑥ 行政等の支援が必要な場合は、市に連絡する。
避難支援者（3名）	① まずは自らの安全及び家族の安全を確認する。 ② 避難行動要支援者の家屋が被災している場合は、近隣住民と協力し、救助活動を行う。 ③ 避難行動要支援者の安全確認を行い、避難の必要があれば避難所まで避難誘導を行う。 ④ 地域支援機関に避難行動要支援者の避難状況等を報告する。
京丹後市	① 市民からの情報提供や問い合わせ、要望等に可能な限り対応する。 ② 福祉避難所及び福祉施設等の被害状況を確認し、ショートステイ等の対応が可能かどうかを調査し、被災者への対応に備える。 ③ 地域支援機関に問い合わせ、避難行動要支援者の安否確認を行う。
社会福祉協議会	① 必要なボランティアを募集し、状況に応じて避難所等に派遣する。 ② 社会福祉協議会が把握した情報を市に提供する。

(4) 災害発生後しばらくして

【災害収束時（災害が軽微で間もなく避難所から帰宅できる場合）】

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
地域支援機関 ・ 区 ・ 民生児童委員 ・ 自主防災組織 ・ その他	① 避難行動要支援者が安全に帰宅できるよう努める ② 避難行動要支援者の帰宅状況を確認し、市に報告する。
避難支援者（3名）	① 避難行動要支援者の帰宅の手助けを行う。 ② 避難行動要支援者が帰宅したことを地域支援機関に報告する。
京丹後市	① 避難者全体の安全を確保し、必要な人には帰宅の支援を行う。 ② 地域支援機関に連絡をとり、避難行動要支援者全員の帰宅を確認する。
社会福祉協議会	① 福祉委員や地域福祉推進組織と共に、避難者の帰宅支援を行う。

(5) 災害発生後しばらくして

【災害発生 2～3 日後（避難が長期化する場合）】

区 分	行 動 マ ニ ュ ア ル
地域支援機関 ・ 区 ・ 民生児童委員 ・ 自主防災組織 ・ その他	① 区民の避難生活を把握し、要望等を市に連絡する。 ② 民生児童委員さんを中心に避難行動要支援者の相談相手となり、困りごとなどを市に連絡し、避難生活の改善に努める。
避難支援者（3 名）	① 避難行動要支援者の避難生活の手助けを行う。
京丹後市	① 避難者全体の情報把握に努める。 ② 避難行動要支援者等の健康管理及び緊急物資の支援等を行う。 ③ 長期避難に備え、状況により仮設住宅等の確保を行う。
社会福祉協議会	① 被災者支援を行うため、災害ボランティアセンターを運営し、復旧に努める。 ② 京都府及び他市町の社会福祉協議会・災害ボランティアセンターに協力を求める。